

議案第 69 号

**瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

都市計画税の税率の特例を延長するため、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

**瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例**

瑞穂町都市計画税条例（昭和 33 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 12 略</p> <p>(平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>13 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</u></p> <p>14 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 12 略</p> <p>(平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>13 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</u></p> <p>14 略</p>